

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念として「橋梁事業、鉄構事業を通じて、鋼の強靱さと人の優しさを融合させ、高品質で安心・安全な社会基盤づくりに貢献する」ことを掲げております。その実現に向けて、安定的かつ効率的な成長と中長期的な企業価値向上を図り、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実現するため、以下の基本方針により、コーポレートガバナンスの充実・強化に継続的に取り組んでまいります。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 株主、お客様、地域社会、取引先、従業員を含む様々なステークホルダーの立場や権利等を尊重し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 取締役会は、その受託者責任を認識し、求められる役割・責務を果たす。
- (5) 株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-2】

当社は、株主が総会議案に十分な検討期間の確保が必要であることについては認識しておりますが、招集通知に記載する情報に関し正確性を期するため法定期限内に発送しております。ただし、正確性が担保できない、招集通知発生前にTDNET及び自社ウェブサイトにて早期公開してまいります。また、今後とも正確性に十分配慮し早期発送についても努めてまいります。

【補充原則1-2-4】

当社は、株主構成において機関投資家、海外投資家の比率（10％以下）が低いと、議決権行使の電子化、招集通知の英訳については現行において必要ないと考えています。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、中長期的な経営計画

企業理念、経営理念、中期経営計画を当社ウェブサイトに掲載しております。

(2) 本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記1の「基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

経営陣幹部・取締役の報酬決定に際しては、株主総会で決議された取締役の報酬限度額、個々の職責及び実績、会社業績や経済情勢、過去の支給実績等を総合的に勘案しております。上記方針に基づき、取締役会が決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部及び取締役候補者の選任方針については、適確かつ迅速な意思決定、責任感とリーダーシップ、必要な知識・経験、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能と各部門をカバーできるバランス・能力を考慮し、適材適所の観点より総合的に勘案しております。

経営陣幹部の解任方針については、実務的に前もって判断基準を定めることは困難なため設定しておりません。

監査等委員である取締役候補者の選任方針については、取締役の職務の執行を監査するにあたって豊富な経験、財務・会計に関する知見、当社事業及び企業経営に関する知識を考慮し、適材適所の観点より総合的に勘案しております。選任手続につきましては、取締役候補者を取締役会において決定しております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

社外取締役候補者の選解任理由については株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則3-1-2】

当社は英語での情報開示・提供につきましては株主構成において機関投資家、海外投資家の比率（10％以下）ともに低いと、現行では必要ないと考えています。

【補充原則4-2-1】

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬として、持続的な成長に向けたインセンティブとして、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

なお、経営陣の報酬は、株主総会で決議された取締役の報酬限度額、個々の職責および実績、会社業績や経済情勢、他社動向や過去の支給実績等を総合的に勘案し決定しております。

【補充原則4-8-1】

当社は、社外役員を含む非業務執行役員で情報交換や認識共有の機会を設けるなどコミュニケーションに努めており、現段階では、独立社外役員のみを構成員とする会合を開催する予定はありません。

【補充原則4-8-2】

当社は、筆頭独立社外取締役を選任していませんが、2名の独立社外取締役は、取締役会において適宜、有用な提言を行っております。また、経営陣との意見交換の場を設けるなど、連携を図っております。

〔補充原則4-10-1〕

当社は、経営幹部、取締役等の指名・報酬については、社外役員が出席する取締役会で決定しており、社外役員が適切に監督・監視しており、また必要な助言も受けられる体制になっております。当社の規模から判断して、そのための任意の諮問委員会等の組織を設置する必要はないと考えております。

〔原則4-11取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件〕〔補充原則4-11-3〕

当社の取締役会は、営業・技術・生産・管理部門に精通し、その知識・経験・能力を十分に有する取締役ならびに高い識見及び経営者としての豊富な経験を有する独立社外取締役で構成されております。監査等委員を除く取締役は現在8名が就任しており、迅速かつ適切な意思決定及び監督を継続的に遂行していく規模として適切と考えておりますが、ジェンダーや国際性の面を含む多様性については、十分に確保されていると言えないことから、多様性の確保という視点に重きを置いた取締役候補者の選定に努めてまいります。

また、当社の監査等委員のうち、1名は金融機関の取締役を歴任しており、財務・会計に関する適切な知見を有しております。

なお、取締役会全体の実効性の分析・評価およびその開示については、今後の検討事項とします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

〔原則1-4. 政策保有株式〕

当社の純投資目的以外の投資を行う際の基本方針は、円滑な取引関係の維持、事業における協力関係維持、金融機関との安定的且つ継続的な関係強化等、政策的な目的により株式を保有することとしております。なお、保有の経済合理性や保有を継続することに係るリスクを踏まえ当社グループの経営に資するものであるかどうかは取締役会等において検証・判断しております。また、検証の結果、保有目的が基本方針に沿ったものでない判断された銘柄については、保有目的を変更の上、純投資目的の保有判断（売却等）で対処いたします。

保有している株式に関する議決権の行使については、議案の内容を検討し、適切な議決権行使が企業の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考え、当該企業の状況や取引関係等を踏まえた上で議案に対する賛否を判断し、原則としてすべてについて議決権を行使しております。

〔原則1-7. 関連当事者間の取引〕

当社は取締役が子会社等（完全子会社を除く）の社長等を兼務し、取引の相手方となって当社と取引をする場合など、取締役の競業取引や利益相反取引については、取引内容を示して取締役会の承認を受け、その結果につきましても取締役会に報告することとしております。また当社及び子会社を含むすべての取締役に対して関連当事者間取引の有無についてアンケート調査を実施するとともに、大株主を含む関連当事者間の通例的でない取引については事前に内容を示して取締役会の承認を得ることとしております。

〔原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮〕

当社の退職年金制度は、確定給付企業年金のため、企業年金の積立金の運用は、全額、生命保険会社の一般勘定で行っており、運用損失の発生による会社の財政状況に与える影響は軽微と考えております。

〔補充原則4-1-1〕

当社は、取締役会において、取締役会規則に定められた事項を審議・決定するほか、当社及びグループ会社の重要事項を決定しております。また業務執行取締役及び執行役員からなる経営会議において、取締役会で決定された方針の具体化や部門間にまたがる課題の対策などを協議しており、その結果は各取締役に報告されております。取締役会や経営会議で決定された事業計画に基づき、各管理役員は各部門内における施策の決定及び業務を遂行しております。

〔原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

独立社外取締役の候補者選定にあたり、会社法および東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、当社の企業理念や企業活動を熟知し、経営者として十分な経験による見識を持ち合わせている人物を指定しています。

〔補充原則4-11-1〕

当社では、取締役の選任に当たっては、その経験・見識等によって取締役にふさわしいと考える候補者を代表取締役社長が取締役会に推薦し、取締役会が決議し、株主総会の承認を得ることとしています。

〔補充原則4-11-2〕

当社は、社外取締役を除く取締役が他の会社の役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要する旨を社内規程にて定めております。加えて、関連当事者間取引の有無・兼任状況を確認するアンケートを実施しております。なお、取締役の重要な兼職の状況については、株主総会の招集通知に掲載の事業報告や株主総会参考資料において開示しております。

〔補充原則4-14-2〕

当社では、内部昇格による新任役員については、経営者として習得しておくべき、法的知識を含めた役割・責務の理解促進を図っております。社外取締役については、会社の事業や機能等を理解していく活動を実施しております。また、就任後の知識更新の機会として、情報交換・相互研鑽の場を設けております。

〔原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針〕

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、株主との建設的な対話を促進することが重要と考えております。そのための推進体制として、IR担当取締役を選任するとともに総務グループをIR担当部署といたしており、当社グループの経営状況や運営方針は当社ホームページに専用ページを設け、経営方針や業績等について正確・迅速に開示することに努めるとともに、中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
瀧上精機工業株式会社	446,064	16.53

株式会社メタルワン	142,657	5.28
Black Clover Limited	118,700	4.40
株式会社ジーク	110,000	4.07
瀧上 茂	105,558	3.91
株式会社三菱UFJ銀行	103,825	3.84
日本製鉄株式会社	84,600	3.13
瀧上 晶義	49,513	1.83
高畑 一貴	42,000	1.55
ビーエムキャピタル合同会社	37,400	1.38

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長谷川和彦	他の会社の出身者								△			
飯田英郎	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川和彦	○	○	独立役員として指定している社外取締役の長谷川和彦氏は、2008年まで現株式会社三菱UFJ銀行の執行役員および常勤監査役を務めるなど、同行において重要な役職を歴任しておりましたが、同行を退職後10年経過しております。また、当社は無借金経営を30年以上続けており、同行を主要取引先としておりませんので、意思決定に影響を与え得る関係にはないと判断しております。	社外取締役の長谷川和彦氏は、金融機関をはじめとする豊富な勤務経験と幅広い見識を活かしていただくことで、当社グループの監査体制の強化につながるものと判断したため、監査等委員である社外取締役に選任するとともに独立役員に指定しております。また、当社と長谷川和彦氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

飯田英郎	○	○	独立役員として指定している社外取締役の飯田英郎氏は、2011年まで当社の取引先である中部電力株式会社の業務執行者でありましたが、同社を退職後7年以上経過していること及び同社とは経済的に独立していること並びに同社と当社の取引に関わる意思決定に影響を与え得る関係にないこと等から、主要な取引先とはしておらず、一般株主の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	社外取締役の飯田英郎氏は、電力業界における豊富な勤務経験とそこで培った知見などを活かしていただくことで、当社グループの監査体制の強化につながるものと判断したため、監査等委員である社外取締役に選任するとともに独立役員に指定しております。また、当社と飯田英郎氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
------	---	---	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査部門である「監査室」との連携により監査等を実施していることから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は配置しておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員である社外取締役と会計監査人の連携については、会計監査人の監査計画時から監査実施過程に亘るまで、定期的な意見交換等を実施しており、それぞれの監査精度の確保に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 更新

譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2020年3月期

取締役(監査等委員を除く) 9名72百万円(社外取締役を除く) ※左記金額には、役員退職慰労引当金繰入額が19百万円含まれております。
取締役(監査等委員) 2名8百万円(社外取締役を除く) ※左記金額には、役員退職慰労引当金繰入額が1百万円含まれております。
社外取締役(監査等委員)4名9百万円 ※左記金額には、役員退職慰労引当金繰入額が1百万円含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書1-1基本的な考え方[コーポレートガバナンスの各原則に基づく開示][原則3-1. 情報開示の充実](3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続に記載のとおりです。

[社外取締役のサポート体制]

専従の従業員は配置しておりませんが、社外取締役は、その職務の遂行に必要な情報入手については関連部門が対応。
人員面を含む支援体制に関しては、社外取締役については管理本部総務グループ及び監査室が人員面を含む援体制を整えています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は「監査等委員会設置会社」を採用しており、会社の機関として会社法に定められた取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しており、重要な業務執行の決議、監督並びに監査を行っております。

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、経営の基本方針、会社法に定められた事項及び経営に関わる重要事項の審議・決定機関として、原則毎月1回開催され、全取締役が出席しております。

監査等委員会は、独立した社外取締役2名を含む3名で構成されており、監査等委員は取締役会など重要な会議に出席するとともに、監査等委員会が定めた年度の監査方針に従い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行全般にわたり監査を行う体制としております。

当社は、取締役会における経営の意思決定および監督機能と各本部の業務執行機能とを明確に分離し、経営の効率化と業務執行体制の強化を目的として、執行役員制度を導入しております。

当社は、子会社の業務の適正を確保するための体制として、当社取締役が子会社の取締役を兼務し、業務執行の監視をするとともに、当社の内部監査部門である「監査室」が内部統制の監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会へ報告する体制としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は安定的かつ効率的な経営を目指して、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営機構を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおり、経営における監督と執行の分離を明確化し、今後も一層企業統治機能の強化を図るため「監査等委員会設置会社」の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	定時株主総会招集通知発送前に、定時株主総会のご案内と定時株主総会招集通知の全文をホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信及び重要な発表資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務グループが担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、ISO14001に則した「環境方針」を定め、鋼製橋梁の販売・エンジニアリングにおいて、環境負荷の少ない事業活動を実践するとともに、環境マネジメントシステムを構築し、定期的な見直しと継続的な改善を図り、環境の保全と向上に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「瀧上工業 企業行動規範」内の「株主・投資家との関係:経営情報の開示」に、「株主・投資家等に対して、当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を適時・適切に開示する。」旨を定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムにつきましては、内部方針基本方針として以下の事項を取締役会において決議しております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、企業倫理の確立をはじめとする企業としての社会的責任を果たし、社会から信頼される企業づくりを推進するために「企業行動規範」を定め、企業行動の基本方針とする。また、その徹底を図るために、独立性のある社長直轄の組織である監査室が内部監査を定期的実施しコンプライアンスの状況を監査するとともに、組織横断的なコンプライアンス委員会を中心として役員員の教育を継続的に実施する。なお、活動状況は取締役会および監査等委員会に定期的に報告する。また、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として社内通報制度を設置・運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、その保存および管理に関する事項を文書管理規程に定め、取締役の閲覧要求に対して速やかに対応するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティ等に係るリスクについて、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、当社グループ全体のリスク状況の監視および組織横断的対応は監査室および管理本部が行うものとする。新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する当社グループ全体の目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的行動計画および権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すシステムを構築する。

5. 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社における内部統制の構築を目指し、当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。また当社グループ各社に対して監査室が内部監査を実施し、その結果を当社グループ各社の取締役会に報告する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、監査室および管理本部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。なお、監査等委員会の指示の実効性を確保するため、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等をすみやかに報告する体制を整備する。監査等委員会に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の請求を行ったときは、速やかに処理する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役等委員会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における反社会的勢力の排除に向けた取り組みと致しましては、平成29年3月29日に「瀧上グループ 企業行動規範」を改定し、その中に「反社会的行為への関与の禁止」という項目について以下の指針を掲げており、本行動規範のグループ全社員への周知徹底を図っております。

反社会的行為への関与の禁止

・市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

また、反社会的勢力との関係断絶に向けた社内体制については、企業行動規範の遵守に加え、外部専門機関との連携など、より一層の充実を図ってまいります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

